

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に関する第1次追加対策

北海道 3/22～4/17 年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」（全道域）

- 旭川市の現状 ●新規感染者数の高止まり ●複数のクラスター発生
●飲食店では、感染防止対策を徹底しながら通常営業を再開

医療・検査体制の確保や生活困窮者自立支援金の支給等を追加

令和4年2臨・補正予算規模 3.4億円（一般財源 0.5億円）〔地方創生臨時交付金対象 ☒ 0.0億円（一般財源 0.0億円）〕

<医療・保健対策>

補正額 2億9千万円（一般 4千万円）

(1) 医療・検査体制の確保

【補正額】 2億9千万円（一般 4千万円）

◎ **国** PCR検査体制の確保 [7千万円（一般 4千万円）]

- * PCR検査の医療機関への委託料

◎ **道** 自宅待機者等への支援 [2億2千万円（一般 0千万円）]

- * 自宅待機者等に、食料品や生活用品、感染予防用品の入った自宅療養セットを配付 [2億1千万円（一般 0千万円）]
- * パルスオキシメーターの配付、回収の委託料 **新規** [1千万円（一般 0千万円）]

◎ 発熱外来体制の確保 [3百万円（一般 0百万円）]

- ※新型コロナウイルス感染症対策基金を充当
- * 協力・サポート医療機関への協力金

<市民生活対策>

補正予算対応なし

(1) 【延長】文化芸術活動の機会の確保【施設使用料の減免】

【補正予算対応なし】

- * 3月31日まで → 6月30日まで延長
- * 市民文化会館（ホール、公会堂）、大雪クリスタルホール（音楽堂）
※収容人数制限に伴うもの

<経済対策（生活者）>

補正額 5千万円（一般 1千万円）

(1) **国**【延長】生活困窮者自立支援金の支給

【補正額】 4千万円（一般 0千万円）

- * 申請期間 3月31日まで → 6月30日まで延長
- * 対象世帯 総合支援資金の初回の貸付を終了した世帯
※要件を満たす世帯には2回目の支給（3か月）
- * 支給月額 単身世帯:6万円, 2人世帯:8万円, 3人以上世帯:10万円
- * 申請方法 対象世帯に送付される申請書を返送

(2) 【延長】収入減少による保険料の減免

【補正額】 1千万円（一般 1千万円）

- ◎ **道** (国保) 国民健康保険料（令和4年度分）
[1千万円（一般 1千万円）]
※一般会計から国保特会への繰出金（市負担額）
- ◎ **国** (介護) 介護保険料（令和4年度分） [補正予算対応なし]
- ◎ (後期高齢) 後期高齢者医療保険料（令和4年度分）
[補正予算対応なし]

(3) **道**【延長】(国保) 傷病手当金の支給

【補正予算対応なし】

- * 3月31日まで → 6月30日まで延長
- * 感染症患者等で給与の全部又は一部が支払われない被保険者（被用者）に支給
- * 後期高齢者医療保険の被保険者も、広域連合から同様に支給